

公共事業の事後評価書

(民有林補助治山事業の期中の評価)

平成18年3月

農林水産省

1 評価の対象とした政策

事業採択後原則として5年を経過した時点で継続中である事業実施地区等について、5年ごとに事後評価（期中の評価）を実施した。

区分	事業名	評価実施地区数
補助事業	民有林補助治山事業	39
計		39

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

1 評価担当部局

事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、林野庁森林整備部治山課において実施した。

2 評価実施期間

平成18年1月から18年3月

3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、事業の進捗状況等の項目を点検することにより、総合的かつ客観的に把握した。

結果については、地区別評価結果（[別添1](#)）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、専門的見地から意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

同専門部会での意見の概要は以下のとおりであった。

期中の評価結果実施地区について、いずれも「継続」との実施方針は、妥当である。

委員構成は、第三者委員会名簿（[別添2](#)）のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施地区ごとに「期中の評価個表」を作成し、インターネット等で公表することとしている。（問合せ先一覧表 [別添3](#)）

農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料、議事録については林野庁において、インターネット等で公表することとしている。

7 評価の結果

評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められ、すべて継続すべきとの結果であった。

各事業地区毎の評価結果は、地区別評価結果（[別添1](#)）に示すとおりである。